

(説明)

銀行に定むる要一

右に依ると云ふ以上では最初の要求之の通り
上最優位銀二円五ヶ厘に比べて半額の議案
と一に半に同つて存するが之は唯その上
に十の事下あつて一事の要一には心算は成二
円五ヶ厘内外と云ふ論するといふ中に本社や
事者と云ふ能く能くして有る事

標準債銀といふものは 最優位債銀といふより少くは五厘
減る事か 之また此の最優位といふ意味に於て優位
の割に上級と長期間と照し 約五ヶ厘に減る事
二月後は半債と改正するといふは 今本會社が
と職工甲より勤在の特別の要一を認 出二三月間極力

従来の秋點より作業方法の改善に努め 之に依り
更に今由の優位が各工段と想定一に業の以て二
円五ヶ厘以上の優位銀率に改定するといふ事案の合意
はなす事

- 要求方二項 承認
- 五 方三項 承認
- 全 方四項 承認

承認と保費一に別議あり

今更なる長尺屋際面 議案欠たるの故を以て解雇又
は優力を拒絶せしむる事

(説明) 即ち議上 國庫支持権は保費に
したる事と一 之を行ふ事か否かは
した